

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第23号

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則で定める病院)</p> <p>第1条の2 [略]</p>	<p>(規則で定める病院)</p> <p>第1条の2 [略]</p> <p><u>(規則で定める施設等)</u></p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち乳児院、知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に規定する第二種自閉症児施設に限る。）、肢体不自由児施設（児童福祉施設最低基準第68条第3号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び情緒障害児短期治療施設</u></p> <p><u>(2) 医療法第2条第1項に規定する助産所</u></p> <p><u>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設</u></p> <p><u>(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム</u></p> <p><u>(5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</u></p> <p><u>(6) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。）</u></p> <p><u>(7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護、同条第9項に規定する短期入所生活介護及び同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所</u></p> <p><u>(8) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行</u></p>

う事業に限る。)を行う事業所

(9) 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第3項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第7項に規定する介護予防通所介護、同条第9項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護及び同条第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業に限る。)を行う事業所

(10) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する生活介護及び同条第13項に規定する自立訓練(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。)に限る。)を行う事業所

(11) 障害者自立支援法附則第41条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下この号において「旧法」という。)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(旧法第29条に規定する身体障害者更生施設、旧法第30条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第31条に規定する身体障害者授産施設(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。))

(12) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第5項に規定する精神障害者福祉工場

(13) 障害者自立支援法附則第58条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下この号において「旧法」という。)第5条第1項に規定する知的障害者援護施設(旧法第21条の6に規定する知的障害者更生施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下この号において「知的障害者援護施設設備運営基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。))及び旧法第21条の7に規定

する知的障害者授産施設（知的障害者援護施設設備運営基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）に限る。）

（規則で定める教員の業務）

第1条の4 条例第3条の規則で定める教員の業務は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）に規定する専任教員の業務とする。

（貸付けの申請）

第2条 条例第3条の規定により看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による看護職員修学資金貸付申請書に、在学している看護職員養成施設又は大学院修士課程を置く大学（以下「養成施設等」という。）の長の学業及び人物についての所見を記載した別に定める様式による推薦書を添付して、知事に提出しなければならない。

（貸付けの申請）

第2条 条例第3条の規定により看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、看護職員修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（1） 現学年の直前の学年の学業成績表（申請者が第1学年に在学している者であるときは、最終学校の最終学年の学業成績表）

（2） 在学している看護職員養成施設又は大学院修士課程を置く大学（以下「養成施設等」という。）の長の学業及び人物についての所見を記載した推薦書（様式第2号）

（3） 健康診断書（様式第3号）

（貸付けの決定）

第4条 知事は、第2条の看護職員修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けることを適当と認めるときは看護職員修学資金貸付決定通知書（様式第4号）により、修学資金を貸し付けることを不適当と認めるときは看護職員修学資金貸付不承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（誓約書）

第5条 前条の規定による修学資金の貸付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に、誓約書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（借用証書）

第6条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、在学した養成施設等ごとに、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する看護職員修学資金借用証書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。ただし、借受者が第12条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けたときは、

（貸付けの決定）

第4条 知事は、第2条の看護職員修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けることを適当と認めるときは別に定める様式による看護職員修学資金貸付決定通知書により、修学資金を貸し付けることを不適当と認めるときは別に定める様式による看護職員修学資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

（誓約書）

第5条 前条の規定による修学資金の貸付決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に、別に定める様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

（借用証書）

第6条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、在学した養成施設等ごとに、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する別に定める様式による看護職員修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。ただし、借受者が第12条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けたと

この限りでない。

(特別貸付け)

第7条 条例第6条ただし書の規定によりあらかじめ2月分又は3月分を合わせて修学資金の貸付けを受けようとする者は、看護職員修学資金特別貸付申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の看護職員修学資金特別貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、合わせて貸し付けることを適当と認めるときは看護職員修学資金特別貸付決定通知書(様式第9号)により、合わせて貸し付けることを不適当と認めるときは看護職員修学資金特別貸付不承認通知書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(償還明細書)

第9条 条例第9条第1項各号に掲げる理由が生じたことにより修学資金を償還しなければならない者(第12条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けた者を除く。)は、当該理由の生じた日(第12条の規定による償還債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあつては、当該猶予の期間満了の日)から20日以内に、看護職員修学資金償還明細書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により看護職員修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法又は償還額を変更しようとするときは、看護職員修学資金償還方法変更承認申請書(様式第12号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(償還の免除等)

第11条 条例第10条の規定による償還債務の免除を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、看護職員修学資金償還免除申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 条例第10条第1項第1号に該当する者であるときは、
在職証明書

(2) 条例第10条第1項第2号に該当する者であるときは、
死亡診断書又は心身の故障の程度を証する診断書

(3) 条例第10条第2項第1号に該当する者であるときは、
死亡診断書又は心身障害の程度を証する診断書及び看護職員修学資金償還明細書

(4) 条例第10条第2項第2号に該当する者であるときは、
在職証明書及び看護職員修学資金償還明細書

きは、この限りでない。

(特別貸付け)

第7条 条例第6条ただし書の規定によりあらかじめ2月分又は3月分を合わせて修学資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める様式による看護職員修学資金特別貸付申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の看護職員修学資金特別貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、合わせて貸し付けることを適当と認めるときは別に定める様式による看護職員修学資金特別貸付決定通知書により、合わせて貸し付けることを不適当と認めるときは別に定める様式による看護職員修学資金特別貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(償還明細書)

第9条 条例第9条第1項各号又は第2項各号に掲げる理由が生じたことにより修学資金を償還しなければならない者(第12条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けた者を除く。)は、当該理由の生じた日(第12条の規定による償還債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあつては、当該猶予の期間満了の日)から20日以内に、別に定める様式による看護職員修学資金償還明細書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により看護職員修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法又は償還額を変更しようとするときは、別に定める様式による看護職員修学資金償還方法変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(償還の免除等)

第11条 条例第10条の規定による償還債務の免除を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による看護職員修学資金償還免除申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 条例第10条第1項第1号又は第2項第1号に該当する者であるときは、在職証明書

(2) 条例第10条第1項第2号又は第2項第2号に該当する者であるときは、死亡診断書又は心身の故障の程度を証する診断書

(3) 条例第10条第3項第1号に該当する者であるときは、死亡診断書又は心身障害の程度を証する診断書及び看護職員修学資金償還明細書

(4) 条例第10条第3項第2号に該当する者であるときは、在職証明書及び看護職員修学資金償還明細書

2 条例第11条の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、看護職員修学資金償還猶予申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 条例第11条第2項第1号に該当する者であるときは、
在職証明書

(3) 条例第11条第2項第2号に該当する者であるときは、
診断書又は理由書

(償還の免除等の決定等)

第12条 知事は、前条の看護職員修学資金償還免除申請書又は看護職員修学資金償還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還を免除し、又は償還を猶予することを適当と認めるときは看護職員修学資金償還免除決定通知書（様式第15号）又は看護職員修学資金償還猶予決定通知書（様式第16号）により、償還を免除し、又は償還を猶予することを不適当と認めるときは看護職員修学資金償還免除（償還猶予）不承認通知書（様式第17号）により当該申請者に通知するものとする。

(学業等状況証明書)

第13条 借受者は、修学資金の貸付けを受けた年の翌年から貸付けが完了するまでの間、毎年4月20日までに、学業等状況証明書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

(届出)

第14条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、修学資金貸付辞退届（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第5号まで又は第7号に該当するときは、その旨を証する養成施設等の長の書類を添付しなければならない。

(1)～(11) [略]

3 [略]

4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに、死亡届（様式第20号）に死亡診断書又は借受者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

5 借受者は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（様式第21号）を

2 条例第11条の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による看護職員修学資金償還猶予申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 条例第11条第2項第1号又は第2号に該当する者であるときは、在職証明書

(3) 条例第11条第2項第3号に該当する者であるときは、
診断書又は理由書

(償還の免除等の決定等)

第12条 知事は、前条の看護職員修学資金償還免除申請書又は看護職員修学資金償還猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還を免除し、又は償還を猶予することを適当と認めるときは別に定める様式による看護職員修学資金償還免除決定通知書又は別に定める様式による看護職員修学資金償還猶予決定通知書により、償還を免除し、又は償還を猶予することを不適当と認めるときは別に定める様式による看護職員修学資金償還免除（償還猶予）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(学業等状況証明書)

第13条 借受者は、修学資金の貸付けを受けた年の翌年から貸付けが完了するまでの間、毎年4月20日までに、別に定める様式による学業等状況証明書を知事に提出しなければならない。

(届出)

第14条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、別に定める様式による修学資金貸付辞退届を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第2号から第5号まで又は第7号に該当するときは、その旨を証する養成施設等の長の書類を添付しなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) その他知事が別に定める事由が生じたとき。

3 [略]

4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに、別に定める様式による死亡届に死亡診断書又は借受者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。

5 借受者は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、別に定める様式による連帯保証人変

<p>知事に提出しなければならない。 (貸付台帳等)</p> <p>第15条 知事は、修学資金の貸付けを行ったときは、看護職員 修学資金貸付台帳(様式第22号)及び看護職員修学資金貸付 整理簿(様式第23号)を備え付け、所要事項を記載するもの とする。</p>	<p>更届を知事に提出しなければならない。 (貸付台帳等)</p> <p>第15条 知事は、修学資金の貸付けを行ったときは、別に定め る様式による看護職員修学資金貸付台帳及び別に定める様式 による看護職員修学資金貸付整理簿を備え付け、所要事項を 記載するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第23号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。